

「等級及び職制上の段階ごとの職員数」

地方公務員法及び独立行政法人法の一部を改正する法律の運用(等級別基準職務表及び等級等ごとの職員の数)の公表(第25条及び第58条の3関係)により出水市の「等級及び職制上の段階ごとの職員数」を公表します。

等級及び職制上の段階ごとの職員数(令和3年4月1日現在)

行政職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	1 主事補、技師補又はこれらと同等の職で規則で定める職の職務 2 主事、技師(2級に掲げる主事又は技師を除く。)又はこれらと同等の職で規則で定める職の職務	69	12.6%	主事補	5	141	25.7%	一般職員
				主事	47			
				技師	3			
				消防吏員	14			
				計	69			
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事、技師又はこれらと同等の職で規則で定める職の職務	72	13.1%	主事	53	98	17.9%	主査級
				技師	1			
				消防吏員	18			
				計	72			
3級	主査、技術主査又はこれらと同等の	98	17.9%	主査	84	142	25.8%	主任主査級
				技術主査	13			
				主任学芸主事	1			
				計	98			
4級	1 係長又は係長と同等の職で規則で定める職の職務 2 主任主査、主任技術主査又はこれらと同等の職で規則で定める職の職務	211	38.4%	主査	4	69	12.6%	係長級
				主任主査	120			
				主任技術主査	17			
				主任研修主査	1			
				参事補	12			
				技術参事補	2			
				研修参事補	1			
				係長	54			
計	211							
5級	課長補佐又は課長補佐と同等の職で規則で定める職の職務	37	6.7%	主幹	17	37	6.7%	課長補佐級
				技術主幹	2			
				課長補佐兼係長	18			
				計	37			
6級	課長、室長、各委員会事務局の長又はこれらと同等の職で規則で定める職の職務	50	9.1%	課長	34	50	9.1%	課長級
				会計管理者	1			
				参事	5			
				工事検査監	1			
				所長	2			
				館長	1			
				事務長	1			
				事務局長	3			
				センター長	1			
				分署長	1			
計	50							
7級	部長、支所長、教育部長、議会事務局長又はこれらと同等の職で規則で定める職の職務	12	2.2%	部長	7	12	2.2%	部長級
				支所長	2			
				教育部長	1			
				議会事務局長	1			
				消防長	1			
				計	12			
合計		549	100.0%			549		